

高知県人権教育推進プラン(改定版)

人権尊重の保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域づくりをめざして

平成28年3月

高知県教育委員会

は じ め に

21世紀は「人権の世紀」と言われています。この言葉には、20世紀までの経験を踏まえて、全ての人の人権が尊重され、幸福が実現する時代にしたいという全世界の人々の願いが込められています。

しかしながら、今日の人権をめぐる状況は、いじめや児童虐待、ヘイトスピーチやインターネット上における誹謗中傷、差別的な書き込みなど人々の基本的人権が侵害される深刻な事態が続いており、人権教育・啓発のさらなる推進が必要となっています。

高知県の子どもを取り巻く現状を見ると、不登校や暴力行為、中途退学については、全国と比較して非常に厳しい状況が続いています。また、生活の困窮という経済的な要因や、家庭の教育力、地域社会の見守り機能の低下などを背景に、一定数の子どもたちが学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった問題で、困難な状況に直面しています。

このような状況を踏まえ、高知県教育委員会では、人権教育のさらなる充実を図ることが必要であると考え、この度、「高知県人権教育推進プラン」を改定しました。このプランは、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野における人権教育の取組を充実するとともに、各分野が連携・協働して人権教育を総合的に推進するための方向性や具体的な取組を示したものです。

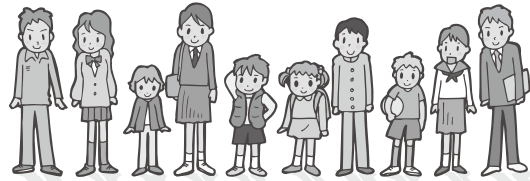
このプランに基づいて、私たち一人一人が人権教育に積極的に取り組むことにより、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会が実現されることを願っています。

結びに、プラン改定に当たり、貴重な御意見をいただきました皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成28年 3 月

高知県教育長

田村 壮児



目 次

第1章	高知県人権教育推進プランについて	
1	人権教育推進プラン改定の背景	1
2	人権教育推進プラン改定のポイント	3
第2章	人権教育についての基本的な考え方	
1	人権教育がめざすもの	4
2	人権教育を通して育てたい資質・能力	4
3	人権教育の4つの視点	6
	(1) 人権が大切にされる社会をめざす(目的)	
	(2) 全ての人が等しく学習機会を得る(機会)	
	(3) 人権が大切にされた環境で学ぶ(環境)	
	(4) 人権や人権課題について学ぶ(内容)	
第3章	人権に関する県民の意識と課題解決のための取組	
1	人権に関する県民の意識	11
2	人権教育の総合的な推進	13
	(1) 就学前教育の取組	
	(2) 小学校以降の学校教育の取組	
	(3) 社会教育の取組	
	(4) 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働	
	(5) 関係機関・NPO等との連携	
3	人権教育推進プランの点検と見直し	22
	(1) 人権教育に関する施策の進捗管理	
	(2) 人権教育推進プランの検証・見直し	
	【参考】 人権教育推進プランの全体像	23
巻末資料		24
1	高知県人権教育推進プランにおける県教育委員会の取組	
2	高知県人権施策基本方針 ―第1次改定版― (抜粋)	

第1章 高知県人権教育推進プランについて



1 人権教育推進プラン改定の背景

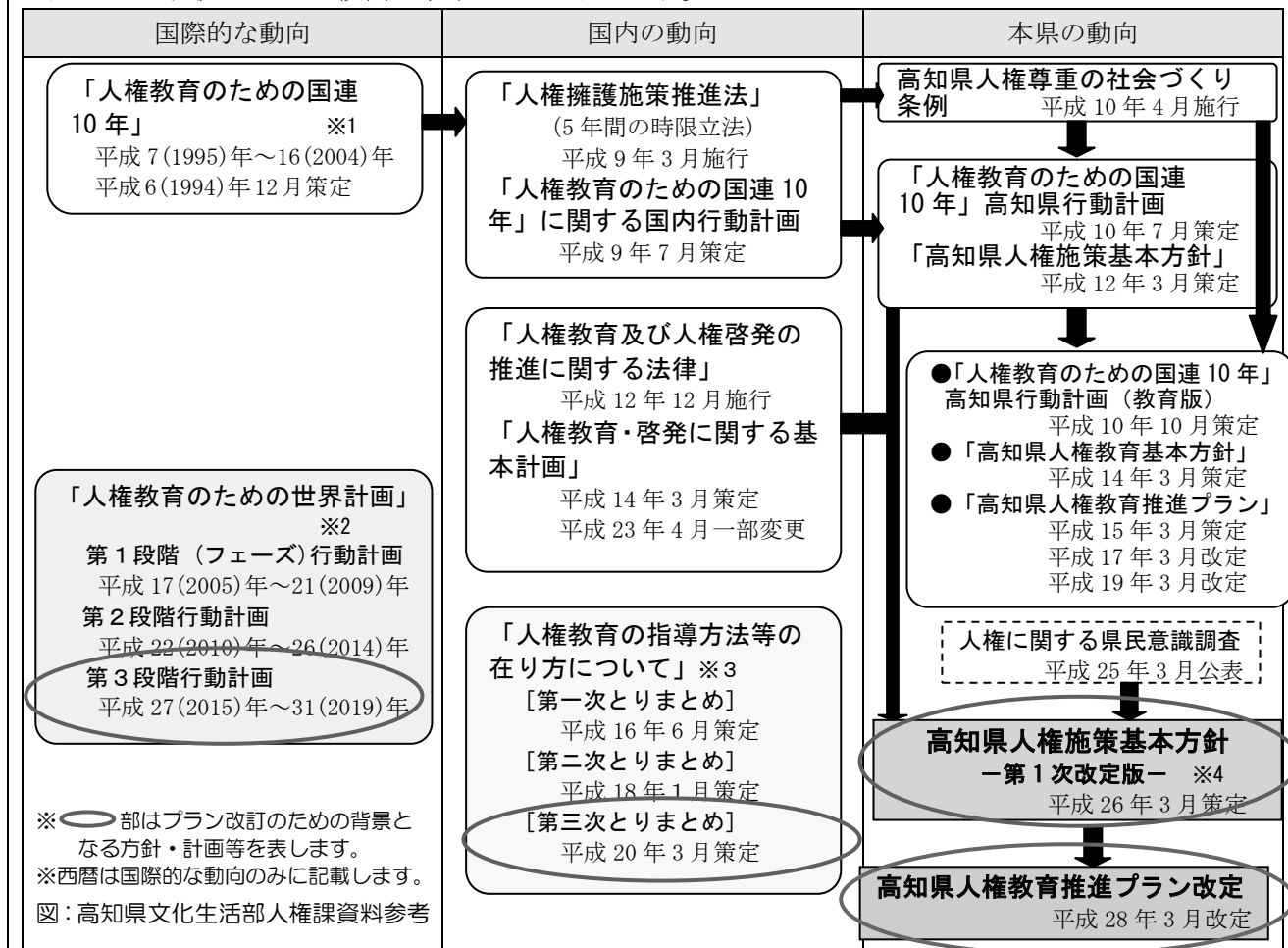
高知県人権教育推進プランは、平成15年に策定され、2度の改定を経て現在に至っています。この間、新たな人権課題が位置付けられるなど人権教育をめぐる動向は変化してきました。

国際的な動向としては、「人権教育のための国連10年」※1の取組の終了後、世界的規模で人権教育をさらに発展させるために「人権教育のための世界計画」※2が平成17(2005)年からスタートしています。この世界計画は、人権教育の具体的な行動計画を数年ごとの段階(フェーズ)に分けて、示したものです。平成27(2015)年からは第3段階がはじまり、第1段階[平成17～19(2005～2007)年、2年間延長]・第2段階[平成22～26(2010～2014)年]の取組の一層の強化やメディア関係者、ジャーナリストを重点対象とした行動計画が示され、人権教育の推進が図られています。

また、国内の動向としては、学校教育における人権教育をさらに充実させるため、平成20年3月に文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」※3が公表され、それに基づく取組が進められています。

本県の動向としては、“全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり”をキーワードとして、平成26年に人権施策を推進するための「高知県人権施策基本方針 ー第1次改定版ー」※4が策定され、これまでの県民に身近な7つの人権課題※5に加えて、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権の3つが新たに位置付けられました。

高知県人権教育推進プランは、このような国内外の状況を踏まえ、人権教育のさらなる充実を図るという視点から再検討し、改定したものです。



※1 「人権教育のための国連10年」：平成7(1995)年～16(2004)年

国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らして人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化(*)を構築し、全ての人々の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としている。

この国連の行動計画では、「人権教育」について、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通し、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されている。

(*)「人権文化」

「人権という普遍的な文化」と同義。「人権教育のための国連10年」では、その基本理念として「人権という普遍的な文化」を掲げ、その意味することは、人権についてお互いが理解し、尊重しあう暮らしのなかの一つの文化(人権文化)として、当たり前になっている社会の在り方のことである。

参考：高知県人権施策基本方針 一第1次改定版一

※2 「人権教育のための世界計画」

「人権教育のための国連10年(1995～2004年)」の終了を受け、平成16(2004)年4月、第59回国連人権委員会において、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議[平成16(2004)年7月1日]」が無投票で採択された(我が国は共同提案国)。「人権教育のための世界計画」では、終了時限を設けずに段階(フェーズ)及び行動計画を策定している。

第1段階行動計画 平成17(2005)年～19(2007)年、延長2年 平成20(2008)年～21(2009)年
：初等中等教育における人権教育の行動計画。学校関係者(生徒、教員、職員、経営者及び保護者)のための教育及び研修を促進する計画。

第2段階行動計画 平成22(2010)年～26(2014)年
：「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊のための人権研修」を促進する計画。

第3段階行動計画 平成27(2015)年～31(2019)年
：「メディア関係職者、ジャーナリストを重点集団とするとともに、学校及び学校外の教育及び研修において、教育者、特に子どもや若者とかわる教育者」に人権研修を促進する計画。

参考：外務省HP URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/>

※3 「人権教育の指導方法等の在り方について」

[第一次とりまとめ] 平成16年6月策定

「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示するとともに、学校教育における人権教育の現状について、「知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題」があるとして、人権教育の改善・充実についての基本的な考え方や目標、指導の改善充実に向けた視点を示している。

[第二次とりまとめ] 平成18年1月策定

指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供している。第一次とりまとめを踏まえて、学校としての組織的な取組と関係機関等との連携や、人権教育の内容及び指導方法等、学校及び教育委員会における研修等の取組について示している。

[第三次とりまとめ] 平成20年3月策定

第二次とりまとめが示した理論的理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載(「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編)している。人権に関する知的理解を大切にしつつ、人権感覚を育み、様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにすることを目標とし、より具体的な指導方法の改善・充実に向けた内容を示している。

参考：文部科学省HP URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/O24/index.htm

※4 高知県人権施策基本方針―第1次改定版―

平成26年3月に「人権教育のための国連10年」高知県行動計画と「高知県人権施策基本方針」を一本化するかたちで策定されたものであり、人権教育・人権啓発の基本的な方向性を明らかにするとともに、県民に身近な10の人権課題を解決していくための推進方針と関係部署の具体的な取組を示している。

※5 県民に身近な7つの人権課題

平成10年4月に施行された「高知県人権尊重の社会づくり条例」で示された同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人の人権課題のことである。

2 人権教育推進プラン改定のポイント

高知県人権教育推進プランは、「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」※6に基づき、就学前教育、学校教育、社会教育の分野における人権教育の取組の方向性や、高知県教育委員会としての施策の基本方針等を明記したものです。

今回のプランの改定のポイントは3点あり、それぞれのポイントについては、以下のようになっています。



改定のポイント

- ① これまでのプランの方向性を継承しつつ、「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」を踏まえ、課題解決に向けた高知県教育委員会の施策の方向性を示し、それに基づく就学前教育、学校教育、社会教育の各分野における具体的な取組例を示しています。
- ② プランの内容については、学校教育の内容を中心としながら、社会教育の分野では、子どもに関わりの深い保護者や地域住民に対する取組を重点的に示しています。
- ③ 「高知県人権教育推進委員会」※7を通して、プランに関わる高知県教育委員会の取組について毎年進捗管理を行います。また、プランの検証・見直しについては、原則5年ごと※8に行います。

※6 「高知県人権教育基本方針」は平成14年に高知県教育委員会で策定したもので、あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組むという方針を定めている。

※7 「高知県人権教育推進委員会」は、「高知県人権施策基本方針」及び「高知県人権教育基本方針」に基づき、人権教育行政を総合的・効果的に推進するために高知県教育委員会の事務局内に設置されている委員会のことである(高知県人権教育推進委員会設置要綱第1条)。

※8 「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」については5年ごとに見直すこととなっており(次回は平成31年に予定)、それに合わせてプランの見直しを行う(次回は平成32年に予定)。

第2章 人権教育についての基本的な考え方

1 人権教育がめざすもの

“人権”とは、一人一人が人間らしく生きていくために、生まれながらにしてもっている大切な権利であり、人が個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことのできないものです。

全ての人は、一人一人がかけがえのない存在として認められ、自分の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく幸せに生きたいと願っています。また、一人一人の人権が尊重され、生まれてきてよかったと感じられる人生を送りたいと思っています。

しかし現実には、人権に関する様々な問題が存在しています。“全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会”を実現するために、私たち一人一人があらゆる場で人権教育に積極的に取り組み、その問題を解決していくことが大切です。

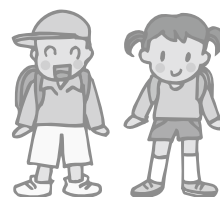
2 人権教育を通して育てたい資質・能力

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることと、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年）に示されています。

〔第三次とりまとめ〕では、学校における人権教育の目標を、「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」としています。

この目標を達成するためには、人権に関する知的理解と、自分の大切さとともに他の人の大切さも認める人権感覚をバランスよく身に付けることが大切です。次ページの図で示しているように、人権に関する知的理解とは、知識的側面について自ら積極的に学ぶことで深まるものです。また人権感覚は、価値的・態度的側面と技能的側面の学習で高められるものです。

こうした、人権に関する知的理解と人権感覚の両方が身に付くことによって、自分や他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度が生まれ、自分や他者の人権を守るための実践行動につながります。



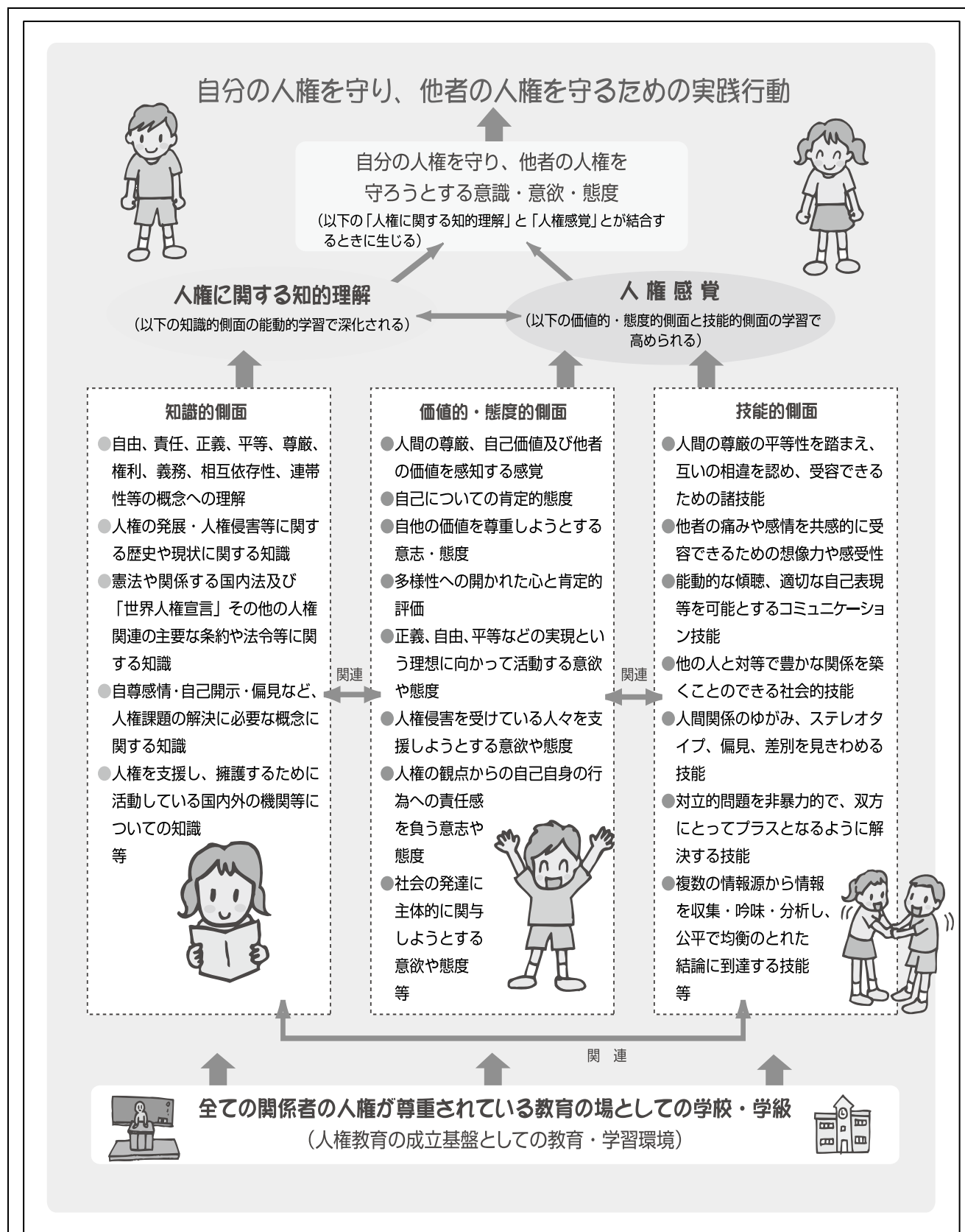
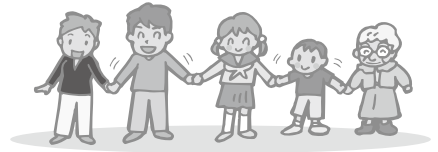


図 人権教育を通して育てたい資質・能力

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」をもとに作成

3 人権教育の4つの視点

人権教育は、社会に存在している様々な人権課題の解決を図り、人権が尊重された社会づくりをめざしています。就学前教育、学校教育、社会教育の各分野で推進されていますが、取組を効果的に進めるために、次の4つの視点を大切にして推進する必要があります。



(1) 人権が大切にされる社会をめざす（目的）

人権教育は、人権や人権問題について学習し、理解することだけで終わるのではなく、自らの生活を高め、全ての人の人権が大切にされる人権文化の豊かな社会をつくることをめざしています。そうした社会を実現するためには、保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が一体となって取り組むことが大切です。

取組の方向性

- ① 人権について学習したことを生活に生かします。
- ② 保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が一体となって人権尊重のまちづくりを進めます。

(2) 全ての人が等しく学習機会を得る（機会）

「世界人権宣言」でも謳^{うた}われているように、教育を受けることそのものが人権の一つです。全ての人々に教育を保障していくことは、人権教育を進める前提となります。

同和教育のなかでは、長期欠席・不就学^{うた}の子どもに教育を受ける権利を保障する取組が行われてきました。

現在においても、いじめや不登校などで苦しんでいる子どもがいます。そのことが理由で学習機会が奪われることがないよう、保育や教育を保障する必要があります。また、経済的理由等から厳しい環境に置かれている子どもについても、学習の機会を充実することが求められています。発達障害等を含め特別な教育的支援を必要とする子どもに対しては、将来の社会参加と自立に向けて、幼児期から一人一人の特性に応じた学習の機会や学習内容も充実していくことが求められます。

そのためには、常に子どもの現実から出発しつつ、一人一人の子どもの状況に応じた取組を保育所・幼稚園等や学校全体で行っていくとともに、地域の関係者や関係機関と連携しながら、きめ細かな支援を行うことが大切です。

また、子どもに「確かな学力」を育むためには、学校全体として個に応じた目的意識のある学習指導や望ましい人間関係づくりなどを大切にし、学習意欲の向上に努めることが必要です。そのため、授業改善をさらに進め、全ての子どもに学力と進路を保障し、未来に夢をもって自己実現に向かうことができるように取り組むことが重要です。

社会教育においても、全ての住民に生涯の各ステージで、人権や人権問題についての学習

の機会を充実することが必要です。また、読み書きが困難な非識字者や外国籍の住民の方々に、生活するうえでの基礎的な能力を身に付けるための学習の場を保障することや、いじめなどの理由により十分に学校に通うことができず、結果としてニートやひきこもり状態にある人々の社会的な自立を支援するための仕組みづくりも必要です。

取組の方向性

- ① いじめや不登校問題の解消に向けた取組を進めます。
- ② 発達障害等を含め、特別な教育的支援を必要とする子どもへの支援を充実します。
- ③ 放課後における学習支援などを通して、厳しい環境にある子どもの学習の機会を充実します。
- ④ 自らの希望や願いを実現させるための学力・進路の保障に向けた取組を進めます。
- ⑤ 生涯を通して人権について学ぶ機会を充実します。

トピック

<今日も机にあの子がいない>

終戦直後の混乱時には、極度の貧困等を理由に、学校に行けなかった子どもが被差別部落を中心に大勢いました。その長期欠席・不就学対策として、昭和25年に全国で初めて、福祉教員が高知県で配置されました。福祉教員は、義務教育を保障するために保護者に対して、長期欠席・不就学の子どもの出席を促すために、日々家庭訪問を繰り返し、子どもや保護者、地域に働きかけました。そして、学力の向上や進路の保障に向けた取組を進めてきました。「今日も机にあの子がいない」とは、その福祉教員たちの地道で熱心な取組をまとめた実践記録のタイトル名です。

<識字学級>

識字学級とは、差別などにより就学適齢時に満足な学習機会に恵まれず、文字の読み書きの能力を身に付けることができなかった方々に対して、その力を取り戻すための学習会のことです。

『高知の識字』資料集（高知県教育センター 平成2年）によれば、「識字運動とは、字を識る運動のことであるが、日本の場合、部落解放運動のなかで『部落差別によって奪われた文字を取り返す営み』として重視され、識字学級を中心に取り組まれています。」と著されています。



(3) 人権が大切にされた環境で学ぶ(環境)



学校や地域の学習会など教育の場において、一人一人の人権が尊重された環境でなければ、教育活動は十分な効果をあげることはできません。

学習者は、人権について知識や技能を学ぶだけでなく、人権が大切にされた環境のなかで学ぶ心地よさを経験することによって、人権の大切さを実感するようになります。このように、学習者は「隠れたカリキュラム」(教育する側が教えようと意図する・しないに関わらず、学習者がその場の雰囲気や環境から学びとっていく全ての事柄のこと)のなかで学んでいるということを踏まえて教育を進めていくことが大切です。

そのために、就学前教育及び学校教育においては、直接指導する保育者・教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であると言えます。子ども一人一人の大切さをしっかり自覚し、一人の人間として接することが大切になってきます。そのため、“一人一人の生活実態や、行動に至るまでの原因・背景をつかんで指導しようとしているか”、“互いによさを認め合い支え合える人間関係を学級に築くことができるか”、“自ら望ましい言語活動に心がけ、学校・学級全体の言語環境を整えようとしているか”など、実践を通して自らの人権意識を見つめ直し、より確かな人権感覚を身に付ける必要があります。また、子ども自身が、自らの大切さや他の人の大切さを認めることができるような環境づくりに、主体的に取り組むことも重要なことです。

学校における人権教育は、人権についての学習の時間の枠だけにとどまるものではありません。教科学習や特別活動をはじめ、全ての教育活動において、子どもの人権が十分に尊重される必要があります。また、障害のある子どもとない子どもが共に学び、共に生きることの意義を踏まえ、教育環境や教育内容の充実に努める必要があります。生徒指導においても、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるという人権感覚を育成することを通して、暴力行為やいじめなどの生徒指導上の諸問題の未然防止に努めることが重要です。

社会教育においては、あらゆる場面で一人一人の発言の機会が大切にされる環境づくりに努める必要があります。学習活動においては、参加体験型などの手法を用いることにより、互いの気付きや考えの深まりを大切にし、学習者自身の意識の変容や実践行動につなげるきっかけをつくることが重要です。

取組の方向性

- ① 実践を通して、保育者、教職員が自らの人権意識を見つめ直し、より確かな人権感覚を身に付けます。
- ② 一人一人の人権が尊重された環境のなかで学習することを通して、人権に関する知的理解と人権感覚を育みます。
- ③ 子ども自身が、自らの大切さや他の人の大切さが認められるような環境づくりを進めます。
- ④ 安全で安心して学ぶための環境を充実します。

(4) 人権や人権課題について学ぶ（内容）

私たちが自分の能力を十分に発揮し、人権教育がめざす社会をつくり上げていくためには、これまでの歴史の中で確立されてきた私たちの基本的人権や、その権利を行使することの意義や責任について学ぶことが大切です。

現代社会には、様々な差別があり、基本的人権を侵害しています。そして、社会の進展とともに新たな人権課題も生まれてきています。「高知県人権施策基本方針 ー第1次改定版ー」では、これまでの県民に身近な7つの人権課題(同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人)に、新たに3つの人権課題(犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権)が加えられました。これら個別の人権課題の解決には、それぞれに固有の歴史や特質などの課題があることを踏まえて、正しい理解と認識を深めることが必要です。そのため、差別の現実や社会の実態から深く学ぶという視点を基本にしつつ、学習者が人権課題について学ぼうとする意欲や関心をもつことができるよう、個別的、具体的な指導を実施していくことが重要です。

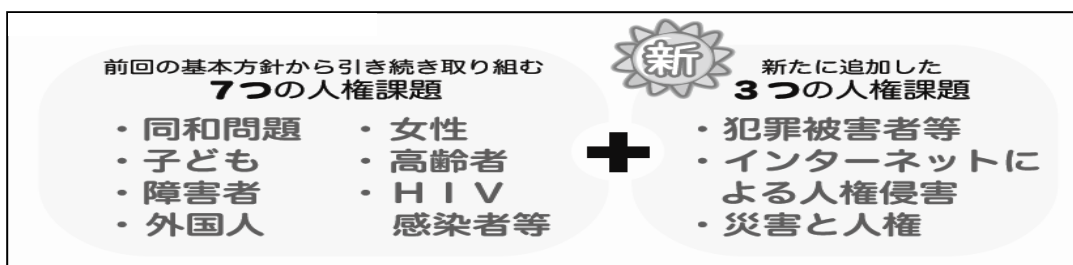


図 県民に身近な 10 の人権課題

出典：高知県人権施策基本方針 ー第1次改定版ー

一方で、同基本方針が示している人権課題は、氷山の一角であり、根底の部分では全ての課題がつながっていると考えることができます。一つの人権課題の学習の成果をそれ以外の人権課題と重ねて考える力を育てる必要があります。

学習する際は、それぞれの人権課題について学習する個別的な視点と、法の下での平等や個人の尊重といった人権に関する普遍的な視点の双方が必要であり、これらを相互に関連・補強させながら取組を進めることが重要です。

人権や人権課題について学ぶことは、具体的な事例を通して、他者の心の痛みに共感することでもあり、身近なところから課題解決に向けた行動をしていくことが求められています。

取組の方向性

- ① 基本的人権とその権利の行使や責任について学習する普遍的な視点と、個別の人権課題について学習する個別的な視点を相互に関連・補強しながら、人権についての正しい理解と認識を深めます。
- ② 誤った認識や人権意識の欠如が偏見・差別の原因とつながっていることを理解できるようにします。
- ③ 人権課題を自分自身の問題として捉え、その解決に向けた態度を育みます。

<普遍的な視点と個別的な視点>

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していくうえで、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連 10 年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされています。

出典「人権教育・啓発に関する基本計画」

<人権学習を進めるために大切にしたいポイント>

これまでの同和教育の実践のなかから大切にしたい視点を以下の 6 点に整理し、人権学習を進めるためのポイントとして示します。



(1) 現実や実態から学ぶ

人権について正しく学ぶとともに、人権課題の現状を正しく認識しましょう。同時に、差別や人権侵害で苦しんでいる人、いじめや家庭環境等でつらい思いをしている子どもの現実や実態から学び、課題解決に向けて取り組みましょう。

(2) 自分との関わりを見つめる

人権や人権課題が、決して他人事ではなく、自分と深くかかわっていることを実感することが大切です。そのため、自分のこれまでの経験や体験を振り返り、考え方や言動を見つめ直しましょう。

(3) 知識・技能・態度（人権教育を通して育てたい資質・能力）を身に付ける

「知識」としてだけの学びではなく、「技能」や「態度」と互いに関連させながら、それぞれをバランスよく育み、日常生活や社会生活のなかで人権課題の解決に向けて行動できるようになることをめざしましょう。

(4) 参加・体験による主体的な学びを取り入れる

学習者がいきいきと参加し、体験を通して主体的・能動的に学ぶことを重視しましょう。その手法として、探究的な学習などを積極的に取り入れましょう。

(5) 組織的、計画的に取り組む

人権教育主任を中心に組織として人権教育についての全体計画・年間指導計画を策定しましょう。また、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)のシステムを確立し、育成すべき資質・能力などの見通しをもって、計画的に取り組を進めましょう。

(6) 連続性と協働の視点で取り組む

子どもの成長・発達を軸として、校種間での教育の連続性を大切にしましょう。保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が協働して、子どもの育ちを支えていきましょう。そのためにも、開かれた保育所・幼稚園等・学校づくりを積極的に進めていきましょう。

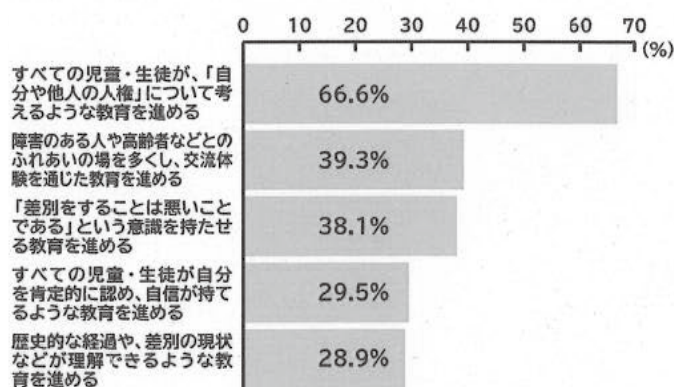
第3章 人権に関する県民の意識と課題解決のための取組

本章では、これまでのプランの方向性を継承しつつ、「平成24年度高知県人権に関する県民意識調査」及び「平成27年度県民世論調査」の結果をもとに、課題解決に向けた県教育委員会や就学前教育及び学校教育、社会教育における取組の方向性を示します。

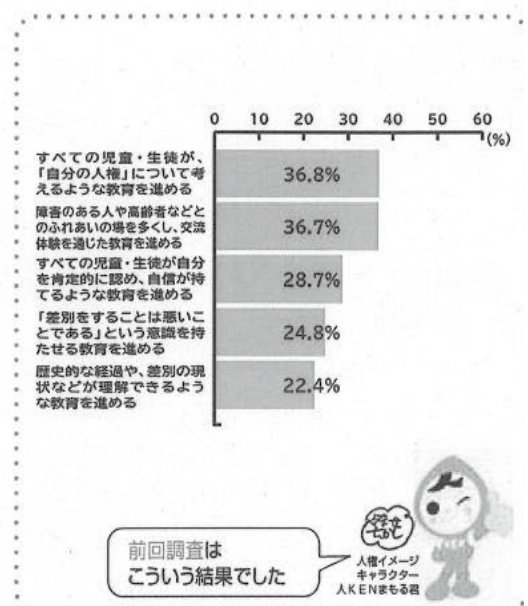
1 人権に関する県民の意識

問12-2

人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか？【3つまで】



(平成24年度)



(平成14年度)

「平成24年度高知県人権に関する県民意識調査の結果」より

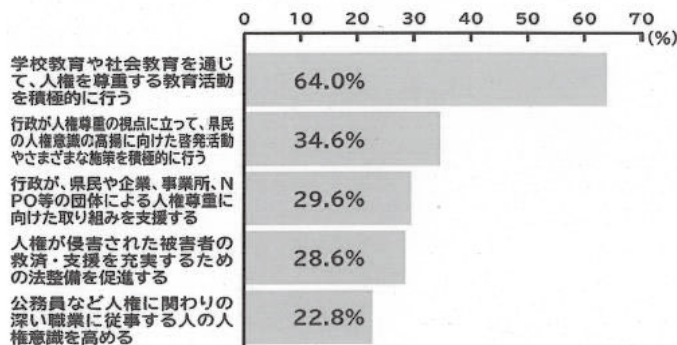
調査結果より

人権を尊重する心や態度を育むために、学校に望む教育について聞いた質問では、「全ての子どもが『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」と回答した割合が最も高くなっています。次に「障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」が高くなっています。

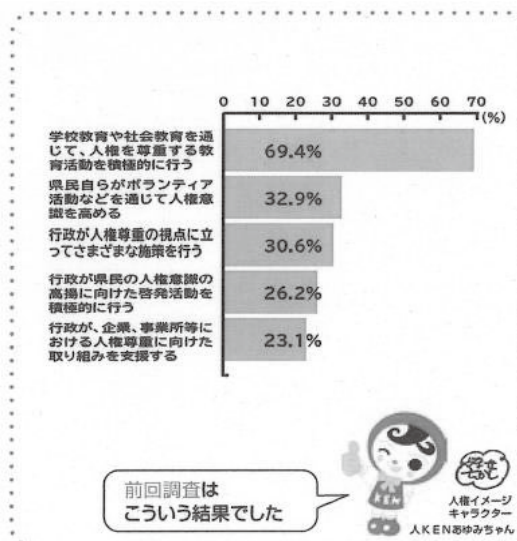


問12-3

人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか？【3つまで】



(平成 24 年度)



(平成 14 年度)

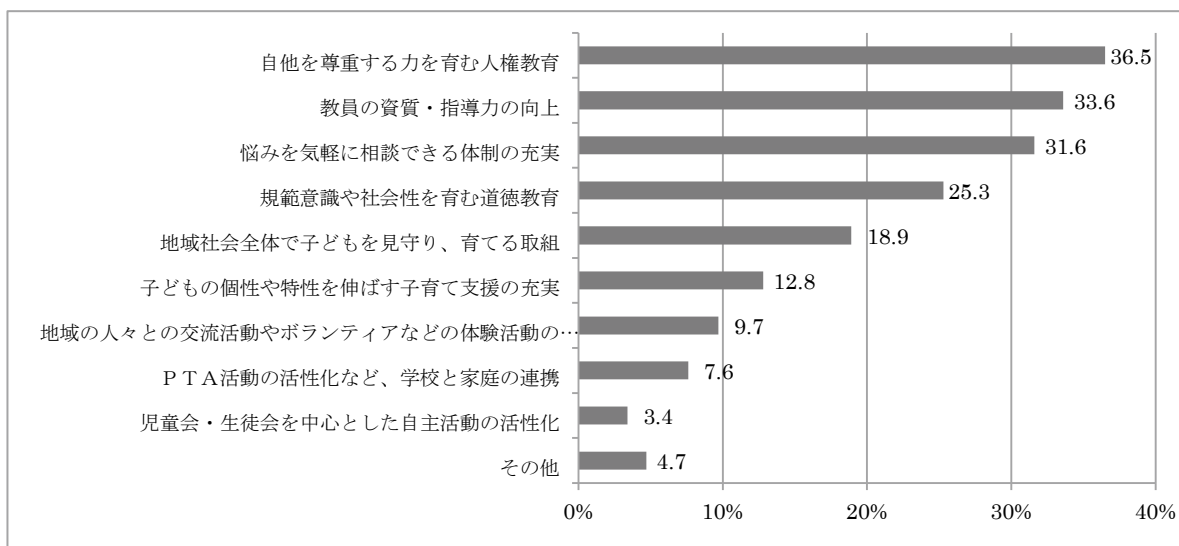
「平成 24 年度高知県人権に関する県民意識調査の結果」より

調査結果より

人権が尊重される社会の実現のために、今後特に必要だと考えることについて聞いた質問では、「学校教育や社会教育を通して、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」と回答した割合が最も高くなっています。次に、「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」が高くなっています。

問 4 2

いじめをなくすために、今後、特に力を入れるべき取り組みは何だと思いますか。(2つまで○印)



平成 27 年度県民世論調査(高知県)報告書より

調査結果より

いじめをなくすために、今後、特に力を入れるべき取組について聞いた質問では、「自他を尊重する力を育む人権教育」と回答した割合が最も高くなっています。次に、「教員の資質・指導力の向上」が高くなっています。

2 人権教育の総合的な推進

人権教育は、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会の実現をめざす教育であり、発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深める取組を系統的・継続的・総合的に推進することが必要です。

そのために、学びの連続性の観点から段階に応じて、就学前教育、学校教育、社会教育のそれぞれの場で実践できるよう、また、それぞれの分野が連携、協働するとともに、関係機関とも連携した取組につながるよう、県教育委員会としての支援を行い、人権教育を総合的に推進していきます。



(1) 就学前教育の取組

① 保育・教育内容の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて大切な時期であり、この時期に、一人一人の子どもの人格や個性が尊重され、人権尊重の芽生えをはじめとする豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとってとても重要です。この時期の基礎が、将来、自分や他者の人権を大切にし、いじめなどの問題や人権侵害を解決しようとする意識や態度、行動につながっていきます。

保育所・幼稚園等では体験や遊びを中心とする生活の場で、一人一人の子どもの特性や育ちに応じた支援を行い、子ども自身が大切にされていることを感じられるようなかわりを積み重ねるなかで、自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育むなどの保育・教育の充実が求められています。

【県教育委員会の取組】

- 1 幼保支援アドバイザーの活用などにより、保育所・幼稚園等における園内研修を充実します。
- 2 保育所・幼稚園等と小学校間での交流や保育・教育内容の充実に関する情報の提供を行い、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を意識した取組を推進します。

《保育所・幼稚園等での取組例》

- 1 子どもの特性や発達課題に応じた保育・教育を進めることで、一人一人のよさを認め、可能性を引き出します。
- 2 友だちとのかかわりを通して、命の大切さを感じる心、人を大切にして思いやる心など豊かな心を育てます。
- 3 自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えにつながる保育・教育を進めます。



② 保育士・幼稚園教員・保育教諭等研修の充実

人権を大切にしたい保育・教育を実践するには、日々子どもと接する保育士・幼稚園教員・保育教諭等が、身近な人権課題について、正しい理解と認識を深めるなど、人権尊重の理念を理解・体得することが求められています。

また、子どもが互いに人権を大切にしながら充実した生活を送るためには、基本的な生活習慣を身に付けることや、社会現象、自然環境への興味・関心を高めることが重要であり、保育士・幼稚園教員・保育教諭等は、そのための保育・教育内容や保育技術等の向上に努めなければなりません。

【県教育委員会の取組】

- 1 保育・教育内容、保育技術等の向上をめざして、初任者研修から管理職研修までのステージに応じた人権教育研修の充実を図ります。
- 2 人権を大切にする保育・教育を推進する関係団体の研修を支援するなど、連携した取組を進めます。
- 3 人権や人権課題に対するきめ細かな感覚を養い、人権教育を基盤とした園経営やクラス経営が実施されるよう、指導力向上に向けた研修の充実を図ります。

《保育所・幼稚園等での取組例》

- 1 人権教育にかかわる年間の研修計画を作成します。
- 2 保育・教育を取り巻く環境や保育・教育活動を改善するために、人権教育の推進体制に関する研修や、乳幼児・保育者・保護者に対する人権感覚の育成についての研修を行います。
- 3 研修の目的に応じて、参加体験型など多様な手法を取り入れながら研修を行います。

③ 親育ち・子育て支援の充実

乳幼児期は、人権感覚の基盤ともなる自尊感情を育んでいくことが重要であり、子ども自身が愛されているということを体感するとともに、家族の一人一人から大切にされているということを実感できるようなかかわりを積み重ねていくことも大切です。



また、子どものよりよい育ちには、親の心の安定と安心感を得られる生活環境が必要です。しかし、核家族化や家庭・地域の教育力の低下などの社会環境の変化や厳しい経済状況などを背景に、子どもを虐待するなど良好な親子関係が築けない家庭があります。また、子育てに不安や悩みを抱え孤立する保護者や、子どもにインターネット接続機器を渡してそれに頼った子育てをしている保護者も存在しており、子育てを通して保護者自身が親として成長できるように支援する必要があります。そのため、保育所・幼稚園等や地域子育て支援センター等には、子育て情報の発信や相談活動など、地域で親を支える子育て支援の役割が求められています。

【県教育委員会の取組】

- 1 良好な親子関係や子どもへのかかわり方について、保護者の理解を深めるための学習会や研修会を行い、保護者の子育て力の向上を図ります。
- 2 インターネット接続機器が子どもに及ぼす影響について、保護者の理解を深める研修や啓発を行います。
- 3 保育所・幼稚園等や地域子育て支援センター等における子育て支援の充実を図ります。
- 4 厳しい経済状況や生活環境にある家庭の子育て支援を行います。

《保育所・幼稚園等での取組例》

- 1 子育てにかかわる相談活動や、情報の発信を行います。
- 2 家庭との日常的なつながりを大切にします。
- 3 保護者同士のつながりをつくれます。
- 4 小学校や関係機関との連携を強めます。

(2) 小学校以降の学校教育の取組



① 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校の人権教育は、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等のそれぞれの特質に応じて、教育活動全体を通して行われることが大切です。また、日常の学校生活も含めて、人権が尊重される学校・学級とするように努める必要があります。そのためには、生徒指導、学習指導と学力向上への取組、それらの基盤となる仲間づくりなどが、人権尊重の精神に立ったものとなることが不可欠です。子どもの意見をきちんと受け止めて聞くこと、現象面だけで子どもを判断するのではなく、その背景を含めてしっかりつかむことなどが、取り組むうえで大切な視点となります。さらに自尊感情を育むためには、子ども同士が互いにかげがえのない存在であることを実感できる取組が必要です。

【県教育委員会の取組】

- 1 予防的な視点に立ったいじめ、不登校などへの取組の充実に努めます。
- 2 人権が尊重された学校経営や学級経営、生徒指導や学習指導の充実を図ります。
- 3 児童生徒が「夢」や「志」をもって社会を生き抜く力を育成するために、キャリア教育や道徳教育の充実を図ります。
- 4 一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。
- 5 児童生徒の発達段階に応じてインターネットを正しく安全に利用できるよう情報モラル教育の推進に向けた支援を行います。
- 6 児童会や生徒会の活動を活性化し、いじめやインターネット上のトラブルを未然に防止するための取組を支援します。
- 7 児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・対応を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した取組を推進します。

《学校での取組例》

- 1 教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であることを自覚したうえで、子ども自身をしっかり認め、自尊感情を育む環境づくりに努めます。
- 2 子どものもつ力や可能性を引き出す開発的な生徒指導を通して、子ども一人一人が自己実現できるように取り組むとともに、子ども同士が良さを認め合い、支え合える人間関係を築くことができるよう取り組みます。
- 3 予防的な視点に立ち、いじめ、不登校などの課題を解決できるよう、人権が尊重された学校経営・学級経営・生徒指導・学習指導に取り組みます。
- 4 いじめなどの問題が起きたとき、被害者が守られるよう、迅速かつ慎重に、学校全体で取り組むとともに、加害者の課題も改善できるように取り組みます。
- 5 全ての子どもがわかる・できる実感を味わうことができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりに向けた授業改善に取り組みます。
- 6 特別な教育的支援が必要な子どもに対して、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成するなど、きめ細かな指導を行います。
- 7 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒が安心して過ごせる環境づくりに努めます。
- 8 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等のそれぞれの教育活動において、権利と責任についての学習や個別的な人権課題に関連した学習、人権感覚を育成する取組を推進します。
- 9 防災教育、情報教育、キャリア教育等と関連した人権教育の取組を推進します。
- 10 いじめやインターネットにかかわる問題を解決するため、児童会や生徒会活動を充実します。
- 11 校種間の学習内容の違いから児童生徒が学校生活に適應できないなどの問題の解消に向けて、各校種へのつながりを意識した取組の充実を図ります。



② 教育内容の創造

子どもが人権や自らの権利と責任について学ぶことにより、権利の主体であることを理解したり、権利を侵害されたりした場合に、他の人の力も借りながら人権が尊重される状態を回復することができる力を身に付けることは大切なことです。

人権教育を通して育てたい資質・能力(「知識」「技能」「態度」)を身に付けさせるためには、子どもの実態等を踏まえて、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面からバランスよく学習内容を設定する必要があります。(※知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の詳細については、P. 5 の図を参照)

また、子どもが権利への理解を深め、いじめや差別をなくそうとする主体となるための教育内容の創造が求められています。

相手のことを意識したコミュニケーション・スキルと、他の人と豊かな関係を築くことのできるソーシャル・スキルは、人間関係を築くうえで重要です。また、“人と人とをつなぐ”

という視点に立って、日々の仲間づくりを進めることも大切です。

また、探究的な学習活動を通して、子どもの主体的に取り組む態度の育成をめざしたり、自己の生き方を考えたりすることができるようにしていく必要があります。

さらに、子ども一人一人に、将来の生き方や在り方を考えさせ、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育も重要です。全ての子どもの進路保障という観点からも、各教科等の学習や体験活動などを通して、子どもが自らの進路を切り拓くための教育内容の創造が求められています。

【県教育委員会の取組】

- 1 先進的に人権教育の教育内容の創造に取り組んでいる学校の実践を県内に広げていきます。
- 2 県民に身近な10の人権課題にかかる教育内容の創造に関して、効果的な学習教材の選定・開発や情報の提供を行うとともに、校内研修を支援します。
- 3 地域の特徴を生かした各学校におけるキャリア教育の取組を支援します。
- 4 探究的な学習や協働的な学習を進めることができるよう学校を支援します。

《学校での取組例》

- 1 地域の特徴や子どもの実態などを踏まえて、協力・参加・体験を中核に置いた指導方法の工夫を行うとともに、人権教育を通して育てたい3つの側面(知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面)から、バランスよく学習内容を設定します。
- 2 子どもに権利と責任を理解させることを通して、子どもが主体的にいじめや差別をなくしていく力を育みます。
- 3 日々の仲間づくりが大切であることから、人間関係づくりにかかわる教育内容を創造します。
- 4 キャリア教育や体験活動などを通して、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、自らの進路を切り拓く力を育てるための教育内容を創造します。
- 5 探究的な学習や協働的な学習を通して、問題を発見する力や、いじめや差別などの問題の本質を見極める力を育成します。

③ 教職員研修の充実

人権教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通し、子どもの発達段階に応じて創意工夫して取り組む必要があります。人権教育を進めるにあたっては、まず、教職員自らが人権尊重の理念を理解・体得することが大切です。人権や人権問題に対する深い理解と認識をもち、子どもを一人の人間として見るとともに、子どもを取り巻く様々な課題に対して日常的にかかわっていくことが重要です。

教育委員会や各学校においても、人権教育についての研修を年間の研修計画に位置付けて計画的・継続的に取り組むことが大切です。



【県教育委員会の取組】

- 1 初任者研修から管理職研修までのステージに応じて、県民に身近な10の人権課題についての認識を深めるとともに、人権感覚を高める研修の充実を図ります。
- 2 人権教育主任(担当者)の資質・指導力向上のための研修会をはじめとして、教職員の人権尊重の理念の理解・体得をめざし、人権感覚を高めるための研修の充実を図ります。
- 3 校内研修などを通して、人権教育の意義や内容、重要性について認識させるとともに、教職員の実践意欲や指導力の向上を図ります。

《学校での取組例》

- 1 計画的・継続的な人権教育に関する校内研修の実施に向けた年間の研修計画を作成し、授業研究を通して、各教科等における人権教育を充実します。
- 2 教育を取り巻く環境や教育活動を改善するために、人権教育の推進体制に関する研修や、児童生徒・教職員・保護者に対する人権感覚の育成についての研修を行います。
- 3 研修の目的に応じて、参加体験型の手法など多様な手法を取り入れながら研修を行います。
- 4 人権が尊重される環境づくりに向けて、子どもへの理解を深め、子どもの捉え方や、言葉掛け等子どもとのかかわり方についての研修を行います。
- 5 発達障害等のある子どもの特性に応じた指導の充実に向けた研修と情報共有を行います。
- 6 同和問題をはじめとする県民に身近な10の人権課題についての学習の充実に向けた研修を行います。

④ 組織的・継続的な取組とその点検・評価

校長のリーダーシップのもと、教頭、人権教育主任(担当者)などを中心に、教職員が一体となって人権教育に取り組むための推進体制を確立し、人権教育の目標設定、指導計画の作成、教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行うことが大切です。特に、人権教育主任(担当者)は、人権教育に関する企画立案、推進に関するコーディネートなど、推進体制の要として重要な存在です。

人権教育を推進していくためには、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)の確立が重要です。学期ごと、年度ごとなど定期的に点検・評価を実施し、その結果をもとに見直しを行うことや、開かれた学校づくり推進委員会や学校評議員制度などを活用して、保護者や地域の人たちに積極的に情報提供したり、意見を聞いたりすることも重要です。



【県教育委員会の取組】

- 1 校長、教頭、人権教育主任(担当者)に対し、学校全体で組織的・継続的に人権教育が推進されるよう、情報の提供と支援をします。
- 2 研修会等での取組の交流を通して、人権教育担当者が互いに相談できる機会を設けるとともに、担当者同士のネットワークづくりを支援します。
- 3 研修会や校内研修などで、先進的に取り組んでいる学校の具体的な事例を紹介し、県内に広めていきます。
- 4 人権教育主任(担当者)や生徒指導主事等に対して、組織的・継続的な推進体制の確立を目的とした研修を実施します。

《学校での取組例》

- 1 子どもや地域の実情を踏まえ、人権教育目標の設定、計画的・系統的な人権教育全体計画・年間指導計画に基づいた取組を行い、PDCAサイクルによって検証・改善を進めます。
- 2 教職員、子ども、保護者などのいろいろな視点から組織的な取組の点検・評価を行います。
- 3 校長、教頭、人権教育主任(担当者)が中心となって、効果的・効率的に機能する人権教育の推進体制を確立します。
- 4 学校の取組が家庭や地域に“見える”ように情報を発信し、それぞれが連携しながら人権教育を推進する体制を確立します。
- 5 「学校いじめ防止基本方針」に基づく実践を行うとともに、「いじめの防止等の対策のための組織」が機能するようにします。

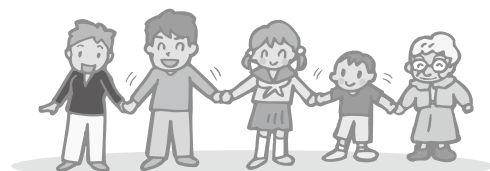
(3) 社会教育の取組

① 子どもを通して大人が育つ環境づくり

子どもの人権尊重の精神を育むためには、家庭における教育が重要な役割を担っています。「人権教育・啓発に関する基本計画」では、家庭において、保護者が偏見をもたず差別しないことなどを、日常生活を通して自らの姿をもって子どもに示していくことが大切であるとされています。

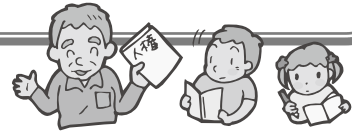
保護者の子どもへのかかわり方は、子どもの人格や人権意識の形成に大きな影響を与えることから、保護者が、様々な機会を通して人権感覚を身に付けることが必要です。

また、子どもの豊かな人間性や基本的な生活習慣の確立、規範意識等を育むうえで有効とされる体験活動、スポーツ活動、世代を越えた交流活動などに、大人も積極的に参加し、人とかかわる楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことにより、人権感覚を高めることが大切です。



【県教育委員会の取組】

- 1 P T Aを対象とした人権課題に関する知識と認識を深めるための研修を行います。
- 2 市町村が実施する家庭における教育を充実させるための学習を支援します。
- 3 地域住民が、家庭教育にかかわる学習活動等を主体的に進めていくことができるように、家庭教育に関する参加型学習教材「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」の活用を促進します。
- 4 地域における体験活動、運動・スポーツ活動を促進し、子どもと大人の交流活動を充実します。
- 5 子育てに関する不安や悩みを安心して相談できる体制を充実する市町村の取組を支援します。



② 学習機会の提供・充実

「平成24年度高知県人権に関する県民意識調査」の結果では、多くの県民の方から、人権尊重の社会実現に向けた積極的な教育活動の必要性が指摘されています。

このため、地域住民の学習ニーズに応じたテーマや日時・会場の設定など、多くの方々が人権に関する学習に参加しやすい環境を整える必要があります。

地域においては、自治会をはじめ住民の自主的な活動やP T A等の団体による活動が数多く展開されており、こうした活動とも連携することが重要です。

【県教育委員会の取組】

- 1 人権問題の解決やいじめ、インターネット上のトラブルから子どもを守るために開催する研修会を支援します。
- 2 人権教育の推進講座を実施する市町村への支援を行います。
- 3 公民館等の社会教育施設において人権課題に関する学習の機会を設けるよう働きかけます。
- 4 インターネット上の問題への理解を広げるための啓発活動を強化します。
- 5 いじめなどの理由により十分に学校に通うことができず、結果としてニートや引きこもり状態にある若者に対し、「若者サポートステーション」において、就学や就労に向けた支援を行います。

③ 指導者等の養成

地域社会において、具体的な人権課題を解決していくためには、様々な年齢層の人々や豊かな経験をもつ人々の理解と協力を得ることが大切です。そのためには、人権教育を効果的に推進する指導力のある指導者等の存在が不可欠です。

市町村における社会教育の担当者には、地域住民に対する研修を企画・運営する力が求められています。また、担当者同士が相互に連携できるネットワークを構築することも必要です。

【県教育委員会の取組】

- 1 県が主催する市町村担当者研修の充実を図り、市町村担当者同士の情報交換を行う場の提供やネットワークづくりを支援します。
- 2 市町村の社会教育委員等の人権に関する積極的な活動の必要性について周知するとともに、そのような活動が行われるよう支援します。

④ 人権学習プログラムの開発、教材の整備

社会教育における人権教育を効果的に進めるためには、学習教材やプログラム、学習手法が、学習者の意欲や関心、共感を呼び起こし、気付きを促すものであることが必要です。そのために、身近な素材を取り扱ったり、本音が語れる雰囲気の中で学習者がもっている経験や知識を引き出し学び合う、参加体験型の手法を取り入れたりするなど、学習内容や手法の充実に努めることが大切です。

研修がより効果を発揮するためには、地域の課題や学習者のニーズを踏まえた人権学習プログラムや教材を開発・整備することが望まれます。

また、県教育委員会が作成してホームページ上で公開しているプログラムなどを参考に、学習者のニーズに応じて活用することも効果的です。

【県教育委員会の取組】

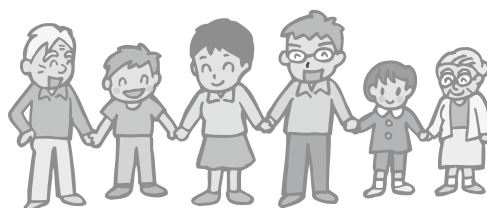
- 1 これまでの人権学習研修マニュアルの内容の充実を図るとともに、新たな人権学習プログラムや教材を開発し、研修等で活用できるようにします。

(4) 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

子どもは、保育所・幼稚園等や学校、家庭を含めた地域社会の中で育ちます。そのため、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野の関係者が連携・協働した取組を進めていく必要があります。

具体的には、子どもが保育所・幼稚園等、学校で人権について学んだことを肯定的に受け止めることができる家庭や地域をつくること、また子どもと保護者や地域の人々が共に学ぶ場をつくることです。

また、保護者や地域住民と共に子どもを育てていくという視点に立って、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を進めることも大切です。



【県教育委員会の取組】

- 1 一人一人が大切にされる地域コミュニティづくりに向けた支援を行います。
- 2 子どもを保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が連携・協働して育てることの大切さについての理解をさらに広げていきます。
- 3 保護者や地域住民と共に子どもを育てていくという視点に立った、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を支援します。
- 4 厳しい経済状況や生活環境にある家庭の子育て支援を行います。

(5) 関係機関・NPO等との連携

私たちの身のまわりでは、まちづくり、福祉、環境、平和などの人権にかかわる様々な啓発活動が展開されています。人権にかかわる取組を進めるためには、高知地方法務局や高知県警察本部、各市町村の要保護児童対策地域協議会、NPO、教育研究団体等と連携・協働しながら効果的に進めていくことが大切です。

【県教育委員会の取組】

- 1 人権にかかわるNPO・ボランティア等の活動を支援するとともに、連携して取り組みます。
- 2 高知地方法務局や高知県警察本部、市町村の要保護児童対策地域協議会、民生委員・児童委員等と連携して、子どもや保護者からの相談を受け、支援等を行います。

3 人権教育推進プランの点検と見直し

(1) 人権教育に関する施策の進捗管理

このプランに掲げる取組については、「高知県人権教育推進委員会」でPDCAサイクルによる進捗管理を行い、その結果を「高知県人権教育推進協議会」※9に報告します。



(2) 人権教育推進プランの検証・見直し

県教育委員会は、人権を取り巻く社会情勢等の変化などを踏まえ、「高知県人権教育推進協議会」の意見を聞くとともに、「人権に関する意識調査」の結果や人権教育の取組状況などを基にプランの検証を行い、原則として5年ごとに見直しを行います。

※9 高知県人権教育推進協議会

高知県教育委員会が、高知県における人権教育を総合的に推進するために設置したもので、次に掲げる事項について協議し、高知県教育委員会に対し意見を述べる役割を担っている。

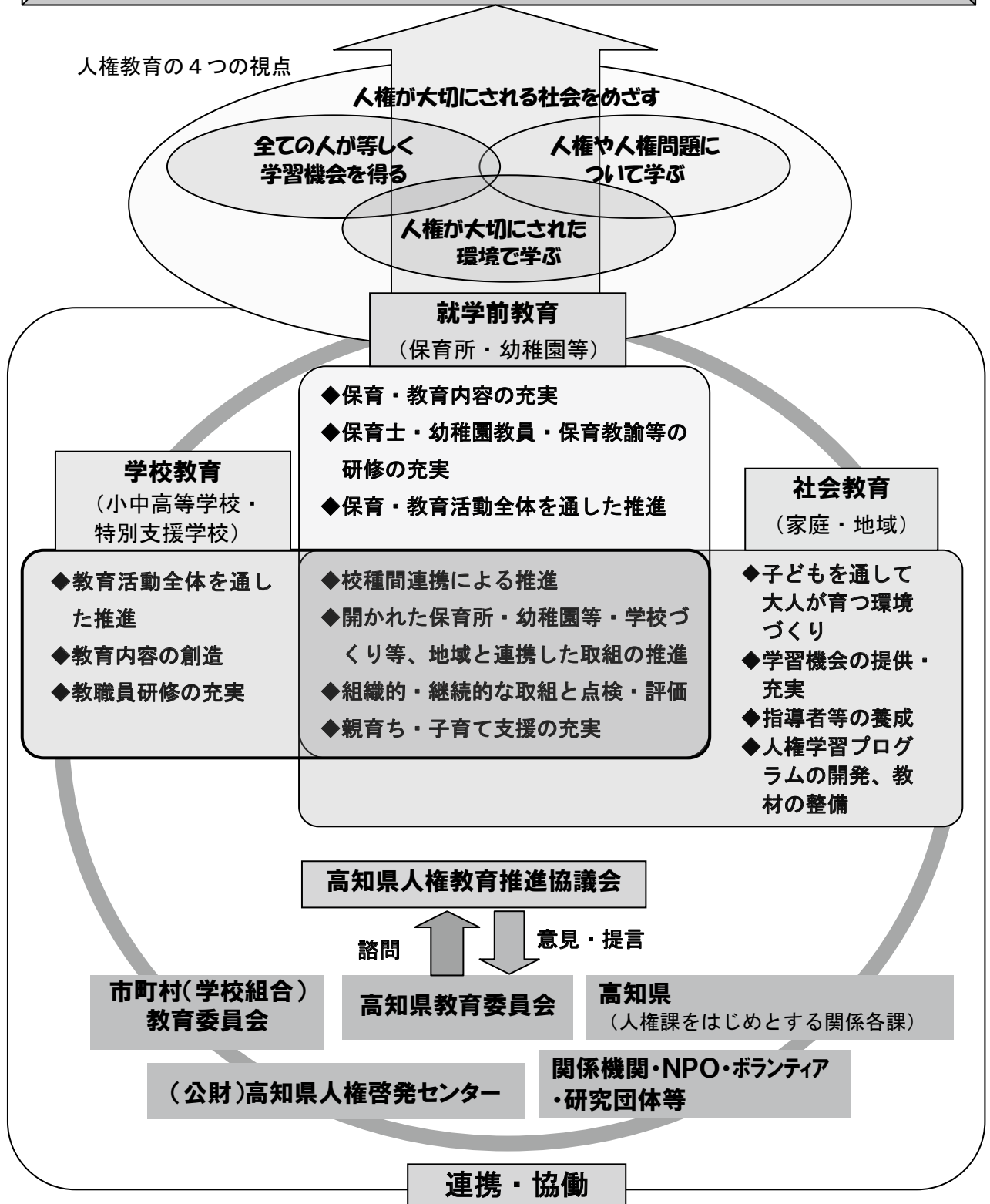
- (1) 人権教育の推進方策に関すること。
- (2) 人権教育の拡充・強化に関すること。
- (3) その他、人権教育推進上必要な事項に関すること。

参考：高知県人権教育推進協議会設置規程 第1・2条

【参考】 人権教育推進プランの全体像

県民一人一人が人権や人権問題の正しい認識と理解を深め、自らが考え、判断し、相手の立場に立って行動できる
豊かな人権感覚を身に付けることを通して人権文化を創造する

人権教育の4つの視点



卷末資料

1 高知県人権教育推進プランにおける県教育委員会の取組

(1) 就学前教育の取組

① 保育・教育内容の充実

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等
13	1 幼保支援アドバイザーの活用などにより、保育所・幼稚園等における園内研修を充実します。	幼保支援課	・園内研修支援事業
	2 保育所・幼稚園等と小学校間での交流や保育・教育内容の充実に関する情報の提供を行い、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を意識した取組を推進します。	教育センター 幼保支援課	・新規採用保育士・幼稚園教員研修「幼児期からの人権教育」 ・保育士・幼稚園教員研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期「幼児期からの人権教育」 ・10年経験保育士・幼稚園研修、保育士・幼稚園教員ミドル研修Ⅰ年次「幼児期からの人権教育」 ・主任保育士・幼稚園教頭等研修ステージⅠ「人権教育と主任・教頭等の役割」 ・所長・園長研修ステージⅠ「人権が大切にされる園づくり」 ・基本研修、専門研修 ・保幼小連携「スマイルサポート」事業 ・保・幼・小連携推進支援事業

② 保育士・幼稚園教員・保育教諭等研修の充実

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等
14	1 保育・教育内容、保育技術等の向上をめざして、初任者研修から管理職研修までのステージに応じた人権教育研修の充実を図ります。	教育センター	・新規採用保育士・幼稚園教員研修「幼児期からの人権教育」(再掲) ・保育士・幼稚園教員研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期「幼児期からの人権教育」(再掲) ・10年経験保育士・幼稚園研修、保育士・幼稚園教員ミドル研修Ⅰ年次「幼児期からの人権教育」(再掲) ・主任保育士・幼稚園教頭等研修ステージⅠ「人権教育と主任・教頭等の役割」(再掲) ・所長・園長研修ステージⅠ「人権が大切にされる園づくり」(再掲)
	2 人権を大切にする保育・教育を推進する関係団体の研修を支援するなど、連携した取組を進めます。	幼保支援課	・園内研修支援事業(再掲)
	3 人権や人権課題に対するきめ細かな感覚を養い、人権教育を基盤とした園経営やクラス経営が実施されるよう、指導力向上に向けた研修の充実を図ります。	教育センター 幼保支援課	・新規採用保育士・幼稚園教員研修「幼児期からの人権教育」(再掲) ・保育士・幼稚園教員研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期「幼児期からの人権教育」(再掲) ・10年経験保育士・幼稚園研修、保育士・幼稚園教員ミドル研修Ⅰ年次「幼児期からの人権教育」(再掲) ・主任保育士・幼稚園教頭等研修ステージⅠ「人権教育と主任・教頭等の役割」(再掲) ・所長・園長研修ステージⅠ「人権が大切にされる園づくり」(再掲) ・基本研修、専門研修(再掲)

③ 親育ち・子育て支援の充実

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等
15	1 良好な親子関係や子どもへのかかわり方について、保護者の理解を深めるための学習会や研修会を行い、保護者の子育て力の向上を図ります。	幼保支援課	・親育ち支援啓発事業
	2 インターネット接続機器が子どもに及ぼす影響について、保護者の理解を深める研修や啓発を行います。	幼保支援課 人権教育課	・親育ち支援啓発事業（再掲） ・親子で考えるネットマナーアップ事業 ・PTA 人権教育研修への支援
	3 保育所・幼稚園等や地域子育て支援センター等における子育て支援の充実を図ります。	幼保支援課	・親育ち支援啓発事業（再掲）
	4 厳しい経済状況や生活環境にある家庭の子育て支援を行います。	幼保支援課	・特別支援保育推進事業 ・家庭支援推進事業

（２） 小学校以降の学校教育の取組

① 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等
15	1 予防的な視点に立ったいじめ、不登校などへの取組の充実に努めます。	教育センター 人権教育課 心の教育センター	・任用2年次主幹教諭研修、教頭研修ステージⅠ「人権が大切にされる学校づくりに向けて①」 ・教頭研修ステージⅡ「人権が大切にされる学校づくりに向けて②」 ・志育成型学校活性化事業 ・未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 ・スクールカウンセラー等活用事業 ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・学級づくりリーダー活用推進事業 ・高等学校生徒支援コーディネーター研修 ・24時間電話相談
	2 人権が尊重された学校経営や学級経営、生徒指導や学習指導の充実を図ります。	教育センター 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 人権教育課 心の教育センター	・初任者研修 基礎研修「人権教育 生徒指導」 ・チーム協働研修（初任者、10年経験者、3年経験者）「人権教育を基盤とした学級・ホームルーム経営の実践」 ・学力向上のための学校経営力向上支援事業 ・学校経営計画の作成・取組 ・人権教育研究推進事業 ・志育成型学校活性化事業（再掲） ・未来にかがやく子ども育成型学校連携事業（再掲） ・学級づくりリーダー活用推進事業（再掲）
	3 児童生徒が「夢」や「志」をもって社会を生き抜く力を育成するために、キャリア教育や道德教育の充実を図ります。	教育センター 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課	・初任者研修 基礎研修「キャリア教育」 ・小中学校キャリア教育充実プラン ・道德教育改革プラン ・キャリアデザイン事業

15	4 一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。	特別支援教育課	・ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業 ・中学校区特別支援教育学校コーディネーター連携充実事業 ・特別支援学校等の専門性・センター的機能充実事業（外部専門家派遣、合理的配慮協力員の配置・派遣等）
	5 児童生徒の発達段階に応じてインターネットを正しく安全に利用できるよう情報モラル教育の推進に向けた支援を行います。	教育センター 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 人権教育課	・初任者研修 基礎研修「教育の情報化 ICTの活用」 ・道徳教育改革プラン（再掲） ・教科「情報」を中心とした授業での取組 ・親子で考えるネットマナーアップ事業（再掲）
	6 児童会や生徒会の活動を活性化し、いじめやインターネット上のトラブルを未然に防止するための取組を支援します。	人権教育課	・児童会生徒会交流集会
	7 児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・対応を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した取組を推進します。	人権教育課 心の教育センター	・志育成型学校活性化事業（再掲） ・未来にかがやく子ども育成型学校連携事業（再掲） ・スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲） ・スクールカウンセラー等活用事業（再掲） ・アウトリーチ型スクールカウンセラー活用事業 ・ワンストップトータルな相談体制による支援 ・24時間電話相談（再掲）

② 教育内容の創造

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等
17	1 先進的に人権教育の教育内容の創造に取り組んでいる学校の実践を県内に広げていきます。	教育センター 学校安全対策課 高等学校課 特別支援教育課 スポーツ健康教育課 人権教育課 心の教育センター	・人権教育授業研究講座 ・人権教育実践スキルアップ講座 ・実践的防災教育推進事業 ・防災キャンプ推進事業 ・安全教育推進事業 ・社会で生き抜く力を育む応援事業 ・学校保健総合支援事業 ・人権教育研究推進事業（再掲） ・志育成型学校活性化事業（再掲） ・未来にかがやく子ども育成型学校連携事業（再掲） ・生徒指導総合推進事業 ・学級づくりリーダー活用推進事業（再掲） ・高等学校生徒支援コーディネーター研修（再掲）
	2 県民に身近な10の人権課題にかかる教育内容の創造に関して、効果的な学習教材の選定・開発や情報の提供を行うとともに、校内研修を支援します。	教育センター 人権教育課	・人権教育セミナー ・人権教育研究推進事業（再掲） ・小中学校人権教育主任連絡協議会 ・県立学校人権教育主任連絡協議会 ・校内研修支援
	3 地域の特色を生かした各学校におけるキャリア教育の取組を支援します。	小中学校課 高等学校課 特別支援教育課	・小中学校キャリア教育充実プラン（再掲） ・社会で生き抜く力を育む応援事業（再掲） ・特別支援学校等の専門性・センター的機能充実事業（就職アドバイザーの配置・派遣、技能検定の実施等）
	4 探究的な学習や協働的な学習を進めることができるよう学校を支援します。	教育センター 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 人権教育課	・初任者研修「授業基礎研修」 ・2・3・4年経験者研修「授業実践研修」 ・探究的な授業づくりのための教育課程研究実践事業 ・探究的な授業づくりのための教育課程研究実践事業（学校図書館活用型）

17			・教師力アップ事業 ・人権教育研究推進事業（再掲） ・志育成型学校活性化事業（再掲） ・未来にかがやく子ども育成型学校連携事業（再掲） ・校内研修支援（再掲）
----	--	--	---

③ 教職員研修の充実

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等
18	1 初任者研修から管理職研修までのステージに応じて、県民に身近な10の人権課題についての認識を深めるとともに、人権感覚を高める研修の充実を図ります。	教育センター	・任用2年次主幹教諭研修、教頭研修ステージⅠ「人権が大切にされる学校づくりに向けて①」（再掲） ・教頭研修ステージⅡ「人権が大切にされる学校づくりに向けて②」（再掲） ・初任者研修 基礎研修「人権教育 生徒指導」（再掲） ・チーム協働研修（初任者、10年経験者、3年経験者）「人権教育を基盤とした学級・ホームルーム経営の実践」（再掲）
	2 人権教育主任（担当者）の資質・指導力向上のための研修会をはじめとして、教職員の人権尊重の理念の理解・体得をめざし、人権感覚を高めるための研修の充実を図ります	教育センター 人権教育課	・人権教育主任研修 ・小中学校人権教育主任連絡協議会（再掲） ・県立学校人権教育主任連絡協議会（再掲） ・人権教育推進リーダー育成事業
	3 校内研修などを通して、人権教育の意義や内容、重要性について認識させるとともに、教職員の実践意欲や指導力の向上を図ります。	教育センター 小中学校課（教育事務所） 高等学校課 特別支援教育課 人権教育課 心の教育センター	・要請訪問（学校、市町村教育研究会等） ・学校支援訪問 ・各高等学校における研修への支援 ・ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業（再掲） ・中学校区特別支援教育学校コーディネーター連携充実事業（再掲） ・校内研修への講師派遣 ・人権教育研究推進事業（再掲） ・小中学校人権教育主任連絡協議会（再掲） ・県立学校人権教育主任連絡協議会（再掲） ・生徒指導総合推進事業（再掲）

④ 組織的・継続的な取組とその点検・評価

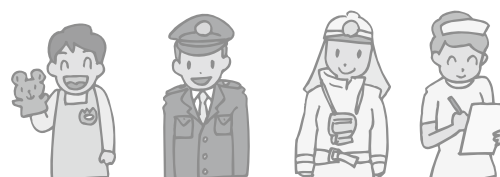
頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等
19	1 校長、教頭、人権教育主任（担当者）に対し、学校全体で組織的・継続的に人権教育が推進されるよう、情報の提供と支援をします。	教育センター 人権教育課	・任用2年次主幹教諭研修、教頭研修ステージⅠ「人権が大切にされる学校づくりに向けて①」（再掲） ・教頭研修ステージⅡ「人権が大切にされる学校づくりに向けて②」（再掲） ・人権教育主任研修（再掲） ・小中学校人権教育主任連絡協議会（再掲） ・県立学校人権教育主任連絡協議会（再掲） ・人権教育推進リーダー育成事業（再掲）
	2 研修会等での取組の交流を通して、人権教育担当者が互いに相談できる機会を設けるとともに、担当者同士のネットワークづくりを支援します。		・人権教育主任研修（再掲） ・小中学校人権教育主任連絡協議会（再掲） ・県立学校人権教育主任連絡協議会（再掲） ・人権教育推進リーダー育成事業（再掲）

19	3 研修会や校内研修などで、先進的に取り組んでいる学校の具体的な事例を紹介し、県内に広めていきます。	教育センター 人権教育課	・人権教育実践スキルアップ講座（再掲） ・人権教育セミナー（再掲） ・要請訪問（学校、市町村教育研究会等）（再掲） ・小中学校人権教育主任連絡協議会（再掲） ・県立学校人権教育主任連絡協議会（再掲） ・人権教育推進リーダー育成事業（再掲） ・校内研修支援（再掲）
	4 人権教育主任（担当者）や生徒指導主事等に対して、組織的・継続的な推進体制の確立を目的とした研修を実施します。		・人権教育主任研修（再掲） ・小学校生徒指導担当者会 ・中学校生徒指導主事会 ・高等学校・特別支援学校生徒指導主事会 ・小中学校人権教育主任連絡協議会（再掲） ・県立学校人権教育主任連絡協議会（再掲） ・人権教育推進リーダー育成事業（再掲）

（３） 社会教育の取組

① 子どもを通して大人が育つ環境づくり

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等
20	1 P T Aを対象とした人権課題に関する知識と認識を深めるための研修を行います。	生涯学習課 人権教育課	・PTA 活動振興事業 ・PTA 人権教育研修への支援（再掲）
	2 市町村が実施する家庭における教育を充実させるための学習を支援します。	生涯学習課 人権教育課	・家庭教育支援基盤形成事業 ・人権教育推進講座支援事業
	3 地域住民が、家庭教育にかかわる学習活動等を主体的に進めていくことができるように、家庭教育に関する参加型学習教材「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」の活用を促進します。	生涯学習課 人権教育課	・家庭教育支援基盤形成事業（再掲） ・ホームページでの情報提供
	4 地域における体験活動、運動・スポーツ活動を促進し、子どもと大人の交流活動を充実します。	生涯学習課 スポーツ健康教育課	・学校・家庭・地域教育支援事業 ・青少年教育施設振興事業 ・長期集団宿泊活動推進事業 ・環境学習推進事業 ・スポーツ指導者活用事業 ・スポーツを通じたエリアネットワーク事業
	5 子育てに関する不安や悩みを安心して相談できる体制を充実する市町村の取組を支援します。	人権教育課 心の教育センター	・スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲） ・教育支援センター連絡協議会



② 学習機会の提供・充実

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等
20	1 人権問題の解決やいじめ、インターネット上のトラブルから子どもを守るために開催する研修会を支援します。	人権教育課	・人権教育推進講座支援事業（再掲） ・PTA 人権教育研修への支援（再掲）
	2 人権教育の推進講座を実施する市町村への支援を行います。	人権教育課	・人権教育推進講座支援事業（再掲）
	3 公民館等の社会教育施設において人権課題に関する学習の機会を設けるよう働きかけます。	生涯学習課 人権教育課	・高知県公民館連絡協議会への支援 ・高知縣市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会
	4 インターネット上の問題への理解を広げるための啓発活動を強化します。	生涯学習課 人権教育課	・PTA 活動振興事業（再掲） ・親子で考えるネットマナーアップ事業（再掲） ・PTA 人権教育研修への支援（再掲）
	5 いじめなどの理由により十分に学校に通うことができず、結果としてニートや引きこもり状態にある若者に対し、「若者サポートステーション」において、就学や就労に向けた支援を行います。	生涯学習課	・若者の学びなおしと自立支援事業

③ 指導者等の養成

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等
21	1 県が主催する市町村担当者研修の充実を図り、市町村担当者同士の情報交換を行う場の提供やネットワークづくりを支援します。	生涯学習課 人権教育課	・社会教育主事等研修 ・高知縣市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会（再掲） ・人権教育推進講座支援事業（再掲）
	2 市町村の社会教育委員等に人権に関する積極的な活動の必要性について周知するとともに、そのような活動が行われるよう支援します。	生涯学習課	・高知県社会教育委員連絡協議会への支援

④ 人権学習プログラムの開発、教材の整備

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等
21	1 これまでの人権学習研修マニュアルの内容の充実を図るとともに、新たな人権学習プログラムや教材を開発し、研修等で活用できるようにします。	人権教育課	・人権教育推進講座支援事業（再掲） ・ホームページでの情報提供（再掲）

(4) 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等
22	1 一人一人が大切にされる地域コミュニティづくりに向けた支援を行います。	人権教育課	・ 人権教育推進講座支援事業（再掲）
	2 子どもを保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が連携・協働して育てることの大切さについての理解をさらに広げていきます。	幼保支援課 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 生涯学習課 人権教育課	・ 園内研修支援事業（再掲） ・ 道德教育改革プラン（再掲） ・ 小中学校キャリア教育充実プラン（再掲） ・ 各高等学校における開かれた学校づくりの取組 ・ 居住地校交流実践充実事業（再掲） ・ 学校・家庭・地域教育支援事業 ・ 人権教育推進講座支援事業（再掲） ・ PTA 人権教育研修への支援（再掲）
	3 保護者や地域住民と共に子どもを育てていくという視点に立った、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を支援します。	幼保支援課 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 人権教育課	・ 親育ち支援啓発事業（再掲） ・ 道德教育改革プラン（再掲） ・ 小中学校キャリア教育充実プラン（再掲） ・ 各高等学校における開かれた学校づくりの取組（再掲） ・ 人権教育推進講座支援事業（再掲） ・ PTA 人権教育研修への支援（再掲）
	4 厳しい経済状況や生活環境にある家庭の子育て支援を行います。	幼保支援課 人権教育課	・ 特別支援保育推進事業（再掲） ・ 家庭支援推進事業（再掲） ・ スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲） ・ スクールカウンセラー等活用事業（再掲） ・ アウトリーチ型スクールカウンセラー活用事業（再掲） ・ 24 時間電話相談（再掲）

(5) 関係機関・NPO等との連携

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等
22	1 人権にかかわるNPO・ボランティア等の活動を支援するとともに、連携して取り組みます。	人権教育課	・ 人権に関わるNPOとの連携 ・ 研究団体との連携
	2 高知地方法務局や高知県警察本部、市町村の要保護児童対策地域協議会、民生委員・児童委員等と連携して、子どもや保護者からの相談を受け、支援等を行います。	人権教育課	・ 高知地方法務局との連携（人権作文募集事業等） ・ 高知県警察本部との連携（学校警察連絡制度等） ・ 要保護児童対策地域協議会との連携



2 高知県人権施策基本方針―第1次改定版―（抜粋）

県民に身近な人権課題についての推進方針

人権課題	県の施策の推進方針	今後の取組（県の取組）	教育の頁
同和問題	同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を推進し、差別のない安心して生活できる社会の実現を図る。	同和問題に関する歴史や現状・実態について、科学的に解明された教材を使用するなど、同和問題への正しい理解と認識を深める教育を推進します。 (ア) 就学前教育 就学前教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、保育所・幼稚園等においては、生活のなかで自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人権感覚の基礎を育むための保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の連携、学校と家庭・地域との連携を図りながら、差別を解消し人権が尊重される社会づくりに向けて行動できる力を育む教育を推進します。 また、大学や専修学校、各種学校における人権教育の普及・充実を促進します。 (ウ) 社会教育 生涯学習の視点に立ち、それぞれの時期、段階に応じた学習機会の提供や、地域的な課題と結びついた内容を積極的に取上げるなど、学習者が意欲を持ち、差別を解消するために行動することができる学習内容などの充実を図ります。	20
女 性	家庭や職場、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、女性が安全安心に生活できる、女性の人権が男性と対等平等に尊重される社会の実現を図る。	就学前教育、学校教育、社会教育などのあらゆる場において、両性の尊厳・平等を目指す教育を推進します。 (ア) 就学前教育 友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う信条を育むための保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 全ての教育活動の場において、児童生徒が男女平等についての理解を深めるよう、また、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、勤労観や職業観、人生観や家庭観を身に付けるための教育を推進します。なお、デートDV防止などの具体的な学習にも取り組んでいきます。 (ウ) 社会教育 市町村等で実施される各種学級等において、男女の自立や協力を目指した教育の充実や、女性の社会参画のための講座の開設、学習活動の支援を行います。	27
子ども	子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図る。	就学前教育、学校教育、社会教育などが相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重に向けた取組を推進します。 (ア) 就学前教育 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人権を尊重した保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 開かれた学校づくりを通して、家庭や地域と連携を図り、子どもの思いや願いを受け止めるとともに、一人ひとりを大切にする教育の推進を通して、子どもが生き生きと安全安心に生活できる環境を整備します。 また、自分や他者を大切にする態度や行動力を身に付けるための学習を推進します。 さらに、いじめや不登校などの対策として、児童生徒理解に努め、問題行動等の予防、早期発見・早期対応のための校内組織の整備や取組、相談体制の充実を図ります。 なお、体罰根絶に向けた取組として、学校の組織的な体罰防止体制の確立や、適切な指導方法の体得に向けた研修の充実、体罰の実態把握の仕組みづくり等を実施します。 (ウ) 社会教育 子どもたちが様々な生活体験や自然体験を通して、お互いの人権を尊重する人間関係を築いていけるよう、青少年教育施設での体験活動の充実や放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実、スポーツ少年団・各種サークルの育成や環境の整備に努めます。	35

			なお、こうした場面においても暴力行為等、不適切な指導が起こらないよう、関係団体等とも連携を図り、指導者等に対する研修や啓発資料の配布等を行っていきます。 また、家庭や地域、学校が相互に連携し、子どもの人権を尊重する取組を進めるとともに、学習機会の提供や啓発資料の配布を行うなど、自主的な学習を支援します。	35
	高齢者	高齢者の人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいをもって生活していただける社会の実現を図る。	高齢者への理解を深め、豊かな人間性を育む教育を推進します。 (ア) 就学前教育 高齢者等とふれあい、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 高齢化の進行を踏まえ、高齢者とのふれあいの機会を充実させ、豊かな人間性を育むなかで、世代を越えた共感や高齢者を思いやる心を育てます。 (ウ) 社会教育 社会教育諸学級や各種団体等において、高齢社会の問題点や高齢者のおかれている社会的状況など、高齢者に対する理解を深めるための学習機会の提供や充実を図り、高齢者のもつ豊富な知識や経験を生かした世代間交流の機会を設けます。	43
	障害者	障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で共に生活し活動できる安全安心な社会の実現を図る。	障害について正しく理解し、障害のある人との交流等を通して、互いに支え合う心を育む教育を推進します。 (ア) 就学前教育 障害のある人との活動を共にする機会を積極的に設け、仲間として気持ちを通し合うことを実感することを通して、将来、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 人を尊重する態度、尊敬や思いやる気持ちなど、豊かな人間性を育むための教育を推進するとともに、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築や、交流及び共同学習の機会を積極的に設け、ふれあう機会を通して、障害や障害のある人に対する理解を深めます。 また、特別支援教育の体制整備を推進し、その質的な向上を図っていきます。 さらに、発達障害等のある子どもが、自分の特性を生かして社会的・職業的自立ができるよう取組を推進します。 (ウ) 社会教育 障害や障害のある人に対する意識上の障壁を取り除き、差別や偏見をなくしていくために、障害者理解に関する学習機会を提供するとともに、障害のある人との交流を通して相互理解を深めるよう努めます。	50
H I V 感 染 者 等	エイズ患者・HIV感染者等	患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図る。	エイズ等の感染症について、正しい知識を身に付ける教育を推進します。 (ア) 就学前教育 生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 エイズ等に対するいたずらな不安や偏見を払拭するため、児童生徒の発達段階や実態に応じ、エイズ等に関する理解を深める教育を行います。 (ウ) 社会教育 社会教育諸学級や各種団体などにおいて、エイズ等に関する正しい知識の普及を図るため、学習機会の充実と情報の提供を行います。	56
	ハンセン病患者等	ハンセン病患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図る。	ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける教育を推進します。 (ア) 就学前教育 生命の大切さと人権を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 児童生徒の発達段階や実態に応じ、ハンセン病についての正しい知識を身に付ける教育を行います。 (ウ) 社会教育 社会教育諸学級や各種団体などにおいて、ハンセン病に対する正しい知識の普及を図るため、学習機会の充実と情報の提供を行います。	61
	外国人	多様な文化や	学校教育や社会教育において、国際理解教育を推進します。 特に、韓国や中国等のアジアの近隣諸国についての理解を深めていきます。	66

	民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図る。	(ア) 就学前教育 外国の文化や習慣等に触れながら、互いに尊重し合う心や態度を育てる保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 国際理解教育を通して、広い視野を持ち、異文化や人間としての共通性を理解するとともに、これを尊重する態度や、共に協調して生きる態度の育成に努めます。 (ウ) 社会教育 国際交流員制度などを活用した地域レベルでの国際交流を促進し、異文化への理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図ります。	66
犯罪被害者等	犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図る。	誰もが犯罪被害者等になる可能性があることに気付かせるとともに、二次被害を起こすことのないよう、犯罪被害者等の気持ちに共感できる力を育む教育を推進します。 (ア) 就学前教育 友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う信条を育むための保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 情報を正しく読み取り、他者を思いやる気持ちを育む教育を推進します。 (ウ) 社会教育 市町村等で実施される各種学級等において、他者を思いやる教育や相手の立場になって考える教育の充実のための支援を行います。	72
インターネットによる人権侵害	インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図る。	誰もが被害者にも加害者にもならないよう、取組を推進します。 (ア) 就学前教育 友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う信条を育むための保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 インターネットやスマートフォン等の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーに関して正しく理解する情報モラル教育や、人権に関する学習を実践します。 また、友好な人間関係を築くための取組や、共感的に理解する力、人間関係調整力を育む学習についても実践します。 (ウ) 社会教育 新しい情報を得られる機会の提供や、自分が被害者にも加害者にもならないための知識と対応力を身に付けるための学習内容などの充実を図ります。	77
災害と人権	災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実現を図る。	災害時において、自らの命を大切にすることはもちろん、他者の命や人権も大切にすることを推進します。 (ア) 就学前教育 日々の生活を通して、命の大切さに気付くとともに、災害から身を守ることでできる態度や能力を育む保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 防災教育の実施に加え、避難所におけるプライバシーの保護、要配慮者や女性の避難所生活での配慮について、過去の事例などを活用して、自分の在り方について考えさせる学習を実践します。 (ウ) 社会教育 災害時に、避難所において要配慮者等の人権を尊重するための知識と対応力を身に付ける学習や訓練、根拠のない思い込みや偏見で風評被害等が起こらないよう、正しく情報を得る力を育む学習など、内容の充実を図ります。	82
その他の人権課題	アイヌの人々、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致問題等、性的指向、ホームレス、性同一性障害、人身取引、他の人権課題（様々なハラスメント問題や自死遺族に対する人権侵害、プライバシー保護など）		85

作成にご協力いただいた方々

是永	かな子	国立大学法人高知大学教育学部准教授
島内	奈香	臨床心理士、高知県スクールカウンセラー
田村	雅之	前高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会長
塚地	和久	株式会社高知新聞社編集委員
戸田	雅威	一般社団法人高知県人権教育研究協議会長
中迫	廣枝	いの町立川内小学校長
長尾	彰夫	プール学院大学教授
永野	和美	高知市立若葉保育園長
光富	祥	太平洋学園高等学校長
安岡	多實男	香南市教育長
山下	英雄	高知県立高知江の口養護学校長
山中	千枝子	千斗枝グローバル教育研究所代表

4回にわたる高知県人権教育推進協議会のなかで、皆様からいただいたご意見・ご提言を踏まえ、高知県人権教育推進プラン（改定版）を作成しました。

高知県人権教育推進プラン

(改定版)

平成 28 年 3 月

高知県教育委員会事務局人権教育課

高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号

TEL 088 (821) 4932 FAX 088 (821) 4559

URL <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/>

E-mail 310801@ken.pref.kochi.lg.jp